

短期集中予防サービス本格実施に伴う事業者向け説明会LoGoフォーム受付質問回答一覧（令和6年4月18日実施）

	質問	回答
1	<p>新規希望サービスのうち、訪問型サービス（ヘルパー）・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防訪問看護・介護予防通所リハビリテーションを利用したい場合にも、同行訪問アセスメントを経由する必要があるのでしょうか。『医師の指示書がある場合は除く』と書かれていますが、詳しく教えてください。</p>	<p>すでに医師の指示書がある方や、福祉用具等すでに何らかのサービスを利用している方は、フローの流れの対象外ですので同行訪問を行う必要はありません。</p> <p>※すでにサービスを利用中であっても、短期集中予防サービスの利用が望ましいと思われる場合は、委託元の地域包括支援センターにご相談ください。</p>
2	<p>タイトルにある「新規サービス利用」とはどういう意味ですか。</p>	<p>福祉用具を含め、サービスを何も利用していない方で新たにサービスを利用するという意味になります。</p> <p>※過去にサービスを利用していたが、現時点では何もサービスを利用していない方についても、新規サービス利用に位置づけられます（おむねサービス終了から3か月以上経過していること）。</p>
3	<p>現在、通所型サービスAのみを利用の方が、新たにホームヘルパー（訪問型サービス）を希望された場合の同行訪問アセスメントは必要なのでしょうか。</p>	<p>すでにサービスを利用中の方は、原則はフローの流れの対象外です。希望された訪問型サービスをご利用ください。</p> <p>※すでにサービスを利用中であっても、短期集中予防サービスの利用が望ましいと思われる場合は、委託元の地域包括支援センターにご相談ください。</p>
4	<p>通所型サービスAのみをご利用の方が、新たに介護予防訪問看護や介護予防訪問リハビリテーションをご希望された場合には、ケアマネジャーから主治医に必要性を確認・指示書の依頼を行う流れになると思います。</p> <p>この場合も主治医への相談の前に同行訪問アセスメントをお願いした方がよろしいのでしょうか。</p>	<p>すでにサービスを利用中の方は、原則はフローの流れの対象外です。</p> <p>※すでにサービスを利用中であっても、短期集中予防サービスの利用が望ましいと思われる場合は、委託元の地域包括支援センターにご相談ください。</p>
5	<p>今後、基本A3のサービスも短期集中予防サービスを経由し、卒業できないようであれば現在のA3サービスのような流れでよろしいのでしょうか。</p>	<p>はい、お見込みの通りです。</p> <p>新規の方が、フローに示すようなサービス利用を検討している場合は、まずは、同行訪問アセスメントを行います。</p>
6	<p>P17『要支援1・2、事業対象者の方の新規サービス利用の流れ』が今一つ理解ができませんでした。特に訪問型サービス（ヘルパー）～介護予防通所リハビリテーションの□で囲んであるところの「※医師の指示書がある場合、または特別な理由がある場合は除く」とありますが、その場合はどのような流れになるのでしょうか。事業対象者として例えば介護予防訪問看護を利用する場合は医師の指示書がなくてもサービスを開始できるという事ですか。</p>	<p>医師の指示書がすでにある場合は、フローの流れの対象外です。</p> <p>介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ・介護予防通所リハビリを利用するには、これまでと同様に、医師の指示書が必要です。</p> <p>※何もサービスを利用していない方で、（まだ医師の指示書はないが）介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ・介護予防通所リハビリの利用を希望しているが、短期集中予防サービスの利用が望ましいと思われるような場合は、委託元の地域包括支援センターと相談の上で同行訪問アセスメントを実施します。</p>
7	<p>短期集中予防サービス（通所C）利用の時、作成するプランは、西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画表（簡易ケアプラン）でよろしいのでしょうか。</p>	<p>現在は簡易ケアプランではなく、介護予防サービス・支援計画書（予防ケアプラン）を使用しております。今度、使用する様式については検討中です。</p>

8	<p>これまで通り、予防の方の支援は地域包括支援センターより、受託という形で行うという解釈でよろしいのでしょうか。</p>	<p>はい、お見込みの通りです。</p>
9	<p>地域包括支援センターの方とリハ職の方が訪問アセスメントをした内容は、受託した場合に担当となるケアマネジャーには、情報提供をお願いします。</p>	<p>はい、承知いたしました。</p>
10	<p>通所、訪問型サービスに分けての流れについて、具体的な事例等があると助かります。</p>	<p>まずは、修正したフロー・Q&Aをご確認ください。 具体的な事例等ご不明点がありましたら、お手数ですが、ご連絡いただけますと幸いです。</p>
11	<p>すでに委託を受けて通所型サービスAを利用している方が、新たに訪問型サービスを希望した場合も同行訪問アセスメントにより支援が決定すると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>質問3の回答のとおりです。</p>
12	<p>本格実施に向けてどのくらいの規模で行うか、すぐに何人受け入れできるのかを知りたいです。</p>	<p>R6年度は市全体で、同行訪問は400人/年程度、通所Cは180人/年程度を想定しています。</p>
13	<p>すでにサービスを利用している方は短期集中予防サービスの利用はできないということでしょうか。</p>	<p>すでにサービスを利用中であっても、短期集中予防サービスの利用が望ましいと思われる場合（短期集中予防サービスを利用することで、介護のサービスを利用しなくても自立した生活ができるようになると見込まれる場合、等）は積極的に短期集中予防サービスの利用をご検討ください（委託元の地域包括支援センターにご相談ください）。</p>